情　報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について　・・・　2

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　8

貨物自動車運送事業者行政処分状況（令和5年9月分）　・・・　10

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第１５条の２第２項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第１５条の９第２項により、下記のとおり公表する。

１．届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件　　名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：２３Ｃ１８
事業者名：京浜急行バス　株式会社

２．意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和５年１０月１３日（金曜日）
１１時００分から（東京都）Ｄ聴聞室
１３時００分から（大田区）Ｄ聴聞室
１４時００分から（品川区）Ｄ聴聞室
１５時００分から（港区）　Ｄ聴聞室
１６時００分から（江東区）Ｄ聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

３．意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・東京都知事　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
・大田区長　　東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号
・品川区長　　東京都品川区広町２－１－３６
・港区長　　東京都港区芝公園１丁目５番２５号
・江東区長　　東京都江東区東陽四丁目１１番２８号

４．陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

（別紙５－２）

５都市基調第５２７号
令和５年１０月１１日

関東運輸局長　殿

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
東京都知事　小池　百合子

意　見　の　陳　述　書

今般、令和５年１０月１３日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

１．　意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：２３Ｃ１８

２．　意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏　名　　工藤　真紀（東京都都市整備局都市基盤部調整課長）

３．　意見の聴取において陳述しようとしていた意見
今回、廃止届出があった路線は、他路線と比較し，代替交通手段が充実していることもあり，東京都としては、関係自治体である港区、江東区、品川区、大田区の意見を尊重したい。
また、事業者には、廃止に係る周知を早期に行う等、適切な対応をお願いしたい。

東運輸局 -5.10.11 付 第 1200 号

5ま計発第10744号
令和5年10月5日

関東運輸局長　様

大田区長　鈴　木　晶　雅

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する意見聴取について

令和5年9月27日付関自旅―第７１７号で通知のあった表記については、意見の聴取を必要としませんので、その旨お知らせいたします。

1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
　大田区
　東京都大田区蒲田五丁目13番14号
　大田区長　鈴木　晶雅

2　事案の件名及び事案番号
　一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
　２３Ｃ１８－１

3　意見聴取を必要としなくなった理由
　意見なしのため

【連絡先】
大田区　まちづくり推進部
都市計画課　公共交通・臨海部担当
担当　齊藤・毛利
TEL　03-5744-1303
E-mail　machi@city.ota.tokyo.jp

受 -5.10.10 付
第 1165 号

（別紙５－２）

令和５年１０月１３日

関東運輸局長　殿

住　　所　東京都品川区広町２－１－３６
地方自治体名　品川区
（首長名）　　森澤　恭子

意見の陳述書

今般、令和５年１０月１３日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

１．意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
件　　名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：２３Ｃ１８

２．意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
品川区長　森澤　恭子

３．意見の聴取において陳述しようとしていた意見
今般、路線の廃止届が提出された系統番号「井３０」、「森３０」および「森４０」につきましては、大井町駅・大森駅と台場地区を結ぶ路線として運行していたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、利用が４割減少し、需要が回復していないと当該路線バスを運行する京浜急行バス株式会社から伺っている。また、乗務員不足や改善基準告示の改正などの状況に鑑み、今般このような経営判断をされたものと区としても認識している。
一方、大井町とお台場を結ぶ交通手段はりんかい線があるものの、当該路線は、令和４年度においても年間２４万人以上の利用があり、その廃止は利用者にとって少なからぬ影響が出るものと考えられる。そのため、京浜急行バス株式会社には、減便や既存路線の再編等をご検討いただきたい。

関東運輸局
受 -5.10.13 付
第 1205 号

5港街地第867号
令和5年10月10日

関東運輸局長　様

東京都港区芝公園1丁目5番25号
港区長　武井　雅昭

意　見　の　陳　述　書

今般、令和5年10月13日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1　意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：23C18

2　意見の聴取において陳述をしようとしていた者の氏名及び職名
港区長　武井　雅昭

3　意見の聴取において陳述をしようとしていた意見
路線の廃止については、利用者数も少なくやむを得ないと考えますが、路線の廃止にあたっては、地域住民や利用者等に十分な周知や説明を行うとともに、他の交通手段での移動の案内をするようお願いします。

受 -5.10.11 付
1201

５江土管第２５５４号
令和５年１０月３日

関東運輸局長　殿

江東区長
木 村 弥 生

一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の廃止に対する意見聴取について

令和５年９月２７日付関自旅一第７１７号で通知のあった標記については、意見の聴取を必要としませんので、その旨お知らせいたします。

１．　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
（団体の場合は、意見の聴取において陳述していようとしていた者の氏名及び職業又は職名）
江東区
東京都江東区東陽四丁目１１番２８号
江東区長　木村　弥生

２．　意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
２３Ｃ１８

３．　意見の聴取を必要としなくなった理由
支障なしのため

【問合先】
〒１３５－８３８３
東京都江東区東陽四丁目１１番２８号
江東区土木部管理課管理係　担当；須佐
電話　０３－３６４７－９６２７

関東運輸局 受 -5.10.-6 付 事 1158 号

令和5年10月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年10月17日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社エイプラス（法人番号：1010901019475）　代表者　河野　一則
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都世田谷区下馬6-38-10 （本社営業所）東京都世田谷区下馬6-38-10
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　80日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
（６）違反行為の概要	令和5年4月11日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　8点 当該事業者の累積点数　8点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年10月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年10月17日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社東翔観光バス（法人番号：7040002079700）　代表者　佐藤　力
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県香取市八筋川327-2 （本社営業所）　千葉県香取市八筋川327-2
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和5年8月22日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業の休廃止の未届出(道路運送法第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230905	ピーアール物流　株式会社（法人番号1030001092116）代表者：石井　正子	東京都足立区鹿浜１－１１－７	本社	東京都足立区鹿浜１－１１－７	輸送施設の使用停止（275日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	薬物等使用運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月19日及び同年11月8日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(3)初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(5)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）、(6)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(7)事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）、(8)事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）	28	28
20230905	株式会社　百之台（法人番号2030001040602）代表者：福澤　和人	埼玉県三郷市早稲田６－３３－５	東京	東京都葛飾区西水元１－６－１８	輸送施設の使用停止（180日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月15日及び同年10月4日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(3)無車検運行（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項）、(4)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(5)事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）、(6)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの（貨物自動車運送事業法第24条の4）、(7)報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	18	18
20230905	株式会社　アスエ（法人番号2140001085041）代表者：石原　義三	兵庫県南あわじ市山添２８９ー１	関東	埼玉県吉川市栄町１５１５－１　戸張ビル2B	輸送施設の使用停止（60日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月29日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項）	6	6
20230905	有限会社　オダ（法人番号5012802010286）代表者：小田　祐二	東京都東大和市中央２－１１０１－１１５	湘南	神奈川県伊勢原市東大竹９９６－１	輸送施設の使用停止（60日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月10日、同年12月15日及び令和5年2月1日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(3)点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、(4)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(6)運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）、(7)事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）、(8)報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	6	6
20230905	株式会社　ロンコ・ジャパン（法人番号4120001013794）代表者：宮口　弘之	大阪府大阪市東成区東小橋１－１１－１０	高崎支店	群馬県高崎市吉井町池字寺田２２２－１、２２２－４、２２３－１	輸送施設の使用停止（50日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和4年9月14日及び令和5年2月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、(3)運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3）	5	5

貨物自動車運送事業者行政処分状況（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230905	株式会社　MH　CARGO（法人番号9040001045544）代表者：林　光雄	千葉県成田市川上２４５－６９４	厚木	神奈川県厚木市三田１－１－３３　A１０２	輸送施設の使用停止（45日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月7日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）、(3)事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）	5	5
20230905	株式会社　飛鳥（法人番号9020001070503）代表者：小川　益男	千葉県市川市塩浜１－７－２	市川	千葉県市川市塩浜１－７－２	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月25日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、(3)乗務等記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(4)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(5)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）、(6)報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	4	4
20230905	有限会社　小田多運送（法人番号2040002033208）代表者：小田　知長	千葉県市川市広尾１－１７－３	本社	千葉県市川市広尾１－１７－３	輸送施設の使用停止（30日車）	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年12月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送（貨物自動車運送事業法第17条第3項）	3	3
20230905	株式会社　全六（法人番号5070001034837）代表者：栗田　拓也	群馬県伊勢崎市茂呂南町４８３６－１０	本社	群馬県伊勢崎市茂呂南町４８３６－１０	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月26日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(4)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）、(5)事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）	2	2
20230905	株式会社　ぐんま東庄（法人番号5070001006778）代表者：江積　栄一	群馬県高崎市寺尾町２３１２－８	本社	群馬県高崎市寺尾町２３１２－８	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月12日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)点呼記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(3)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(5)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(6)事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）	2	2
20230912	株式会社　サンライズ（法人番号9020001049448）代表者：鶴崎　秀行	神奈川県横浜市泉区中田東２－３８－２０	本社	神奈川県横浜市泉区中田東２－３８－２０	輸送施設の使用停止（90日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月15日及び令和5年1月31日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(4)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）	9	9

貨物自動車運送事業者行政処分状況（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230912	株式会社　トランスポート・エースアンドエース（法人番号8011401004779）代表者：西岡　有子	東京都板橋区坂下３－３７－８	東京	東京都板橋区坂下３－３７－８	輸送施設の使用停止（60日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月15日及び同年12月14日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(3)初任・高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(4)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(5)事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）	6	6
20230912	株式会社　唐澤商店（法人番号9070001030114）代表者：唐澤　徳治	群馬県吾妻郡高山村大字中山４１５５－８	キュアリング貯蔵庫	群馬県吾妻郡高山村大字中山４１５５－８	輸送施設の使用停止（50日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月9日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(3)運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3）、(4)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(5)運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）	5	5
20230912	有限会社　尾形興業（法人番号2090002009608）代表者：尾形　亮一	山梨県上野原市大椚４６６	本社	山梨県上野原市大椚４６６	輸送施設の使用停止（50日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月7日及び同年12月14日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(3)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(4)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(5)初任・高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(7)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）	5	5
20230912	株式会社　Raptor（法人番号3040001089927）代表者：高﨑　正道	東京都江戸川区松島３－３１－１４－１０１	本社	東京都江戸川区松島３－３１－１４－１０１	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年5月15日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送（貨物自動車運送事業法第17条第3項）	4	4
20230912	有限会社　イワサキ（法人番号3070002028162）代表者：岩崎　純一	群馬県邑楽郡大泉町北小泉４－２２－１９	本社	群馬県邑楽郡大泉町北小泉４－２２－１９	輸送施設の使用停止（10日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)点呼記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(3)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	1	1
20230912	株式会社　大月陸送（法人番号2090001007892）代表者：石倉　克哲	山梨県都留市大原１８７－１	甲府	山梨県笛吹市八代町北２１８８－１	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年6月20日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230920	株式会社　高崎リビング（法人番号7070001007527）代表者：吉川　秀樹	群馬県高崎市下佐野町９８２－６	本社	群馬県高崎市下佐野町９８２－６	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月14日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、(3)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(4)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）	4	4
20230920	有限会社　大金商事（法人番号1060002000108）代表者：大金　不二夫	栃木県宇都宮市白沢町１６６２－４	本社	栃木県宇都宮市白沢町１６６２－４	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月25日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）	2	2
20230925	大谷田運送　株式会社（法人番号4030001034767）代表者：石坂　英巳	埼玉県草加市小山１－５－１９	本社	東京都足立区佐野２－１１－９	事業停止（30日間）、輸送施設の使用停止（160日車）、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年1月20日及び同年3月3日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、(3)乗務等の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(4)乗務等記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(5)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(6)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(7)高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(9)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(10)運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）、(11)運行管理者の解任届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条）、(12)事業計画（営業所、自動車車庫及び休憩睡眠施設の新設・廃止）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）、(13)事業計画（営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）、(14)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの（貨物自動車運送事業法第24条の4）、(15)報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	46	46
20230926	株式会社　都市貨物輸送（法人番号8021001013353）代表者：小菅　雅之	神奈川県相模原市中央区田名５９７１－１	埼玉	埼玉県桶川市坂田東３－１０－７	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	道路交通法違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年6月13日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(2)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）、(3)整備管理者の変更届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条）、(4)事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）	0	0

注1　事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。
注2　違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.（4）但し書き参照）